

法整備支援のための基盤整備について
(国際化検討会第 14 回検討会用資料)

平成 15 年 5 月 14 日

法務総合研究所

1 法整備支援の意義

- (1) アジア地域を中心とする開発途上国に対する国際貢献
 - ・ 支援対象国における法の支配の確立や市場経済発展への貢献
 - ・ アジア地域を中心とする諸外国による国際協調の促進
- (2) 国際的な信頼・協力関係の醸成と日本の繁栄に寄与
 - ・ 長期的・継続的支援による相互理解と信頼・協力関係の醸成
 - ・ 国際社会における日本の地位向上
- (3) 日本の法制度への還元
 - ・ 日本及び諸外国の民商事法及び刑事法についての知見の共有
 - ・ 日本の法制度と司法改革に対する再認識

2 法整備支援の在り方

- (1) 開発途上国のニーズに即応した法整備支援
 - ・ 対象国ごとに異なる法制度とニーズの多様性
 - ・ 多岐にわたる支援要請内容に応じた広範な法分野における支援
- (2) 中長期的な見地に立った法整備支援
 - ・ 市場経済化の促進, 良い統治等中長期的な見地に立った案件策定・実施
- (3) 法整備支援態勢の充実・強化
 - ・ 従来の ODA 枠組みと知的支援(物造りと人造り)
 - ・ 工事受注型(競争原理)と知的支援型(ノウハウ蓄積による効率性)
 - ・ 通訳・翻訳態勢の強化と日本法の積極的な発信(下記3)
 - ・ 法整備支援活動に相応しい専門家の育成・確保と各支援機関の協力態勢の構築(下記4)
- (4) 評価手法の研究
 - ・ 知的支援に適する評価手法の研究
 - ・ 目標達成のために必要な成果や指標の明確な設定

3 法整備支援に必要な情報発信の態勢整備の必要性

(1) 英文による日本法の発信

ア 現状及び必要性

- ・ 国際化への対応には, 日本の法律情報を英語で発信する必要性が高い。
- ・ 法整備支援対象国は, 日本の法制度と運用に大きな関心があるため, 法令や文献などは英語により発信することが効率的であるのみならず, 不可欠である。
- ・ できるかぎり英語又は現地語によるレジュメ・資料を提供しているが, 断片的な資

料であって、全体的・体系的なものではない。

- ・ 民間会社発行の英訳(最新とは限らない)を使用する場合、翻訳の著作権があるため、配布又は使用する部数はすべて購入して対応している。
- ・ 各省庁所管の一部法令につき英訳があるが、非公式訳のため入手が困難、又は使用目的を限られる。

イ 考えられる対策

- (ア) 専門部署(政府機関又は公益法人等)による法令の英語訳の整備を行う。
- (イ) 上記の推進のためには、まず、各省庁(最高裁を含む)、関係各機関の連携を図ることにより、あるいは民間会社との提携により、
 - ・ 各省庁所管の法令、パンフレット等に関する英語訳(非公式訳)の有無についての調査・収集
 - ・ 英語訳のない法律(基本法、手続法、経済関連法)で必要性の高いものについての英語訳作成
 - ・ ホームページなどを活用して一般人が英語訳にアクセスできるシステム構築
 - ・ 非公式訳の表現の統一や改訂

を行うことが望ましい。

なお、法令の正文は日本語であり、英訳しても「公定訳」とせず、理解のための参考訳と位置づける。また、法律のみならず、日本の基本的法制度を詳細に解説する英文参考書の整備も必要である(代表的教科書を翻訳するにしても外国人向け追補が必要)から、同様の施策を検討すべきである。

(2) 支援対象国の法律情報の蓄積及び発信

ア 現状と問題点

- ・ アジア諸国の法研究を推進する態勢が整っておらず、また研究が必ずしも評価されないこともあり、研究者の数が少なく、したがって法律情報の蓄積が少ない。
- ・ 得られたアジア諸国の法律情報の蓄積方法や効果的な発信手段が確立されておらず、法整備に当たる法律専門家への適切な情報提供も困難である。

イ 考えられる対策

- ・ アジア諸国の法研究・調査活動の推進やそれらへの助成
- ・ 政府による情報蓄積・発信手段の提供
- ・ 法整備支援の際の研究・調査活動の推進

4 法整備支援に必要な人的基盤の整備について

(1) 法整備支援に従事する法律専門家の現状と問題点

- ・ 効果的な支援活動の実施には、各国法制度とその運用の実情調査・研究・対象国関係機関との密接な連携が必要であり、短期間現地に派遣する専門家はもとより、滞在型専門家(1年、少なくとも数か月以上対象国に滞在する専門家)が必要であるが、人員等の不足から、その確保に苦慮している。
- ・ 法整備支援は、法曹三者及び学界による相互協力が必要であるが、いずれの組織

でも従前の態勢では十分な対応ができず、個人のボランティア的活動に頼っており、また支援活動に当たる専門家の組織的養成も難しい状況にある。

(2) 人材の確保と養成について

前述のとおり、他国への法整備支援には大きな意義が認められるにもかかわらず、これに当たる人材確保やその養成に関する態勢が十分とはいえない状況にあるから、政府として、アジア法研究の奨励、関係各機関の態勢及びネットワークの強化、学者・法律実務家等の法整備支援活動への参加の推進等に関し、各種方策を考究して実施する必要がある。